

改正案

現行

<p>（令第十七条の三の二第一号に規定する有価証券）</p> <p>第四条 令第十七条の三の二第一号に規定する内閣府令で定める有価証券は、社債券であつて、株券（法第一条第一項第五号の二に規定する優先出資証券を含む。）<u>、新株引受権証書（令第一条の五第一号に規定する優先出資引受権証書を含む。）<u>、新株予約権証券又は新株予約権付社債券により償還することができる旨の特約が付されているもの（当該社債券の発行会社以外の会社が発行したこれらの有価証券により償還することができる旨の特約が付されているものに限る。）とする。</u></u></p> <p>（適用除外行為）</p> <p>第十八条 法第六十五条の二第五項において準用し、令第十七条の四の規定により読み替えて適用する法第四十二条第一項ただし書に規定する内閣府令で定めるものは、同条第一項第五号に規定する行為のうち、次に掲げるものとする。</p>	<p>（令第十七条の三の二第一号に規定する有価証券）</p> <p>第四条 令第十七条の三の二第一号に規定する内閣府令で定める有価証券は次に掲げる有価証券とする。</p> <p>一 法第一条第一項第五号の三に掲げる有価証券のうち、令第十七条の二第二項第一号イからハまでのいずれにも該当しない有価証券</p> <p>二 社債券であつて、前号に規定する有価証券、株券（法第一条第一項第五号の二に規定する優先出資証券を含む。）<u>、新株引受権証書（令第一条の五第一号に規定する優先出資引受権証書を含む。）<u>、新株引受権証券、転換社債券又は新株引受権付社債券により償還することができる旨の特約が付されているもの（当該社債券の発行会社以外の会社が発行したこれらの有価証券により償還することができる旨の特約が付されているものに限る。）</u></u></p> <p>（適用除外行為）</p> <p>第十八条 法第六十五条の二第五項において準用する法第四十二条第一項ただし書に規定する内閣府令で定めるものは、同条第一項第五号に規定する行為のうち、次に掲げるものとする。</p>
--	--

一 次のイからニまでに掲げる者のうち外国において証券業を営む者から売買の別（法第六十五条の二第五項において準用し、令第十七条の四の規定により読み替えて適用する法第四十二条第一項第五号に規定する売買の別をいう。以下この条において同じ。）及び銘柄について同意を得た上で、数及び価格（法第六十五条の二第五項において準用し、令第十七条の四の規定により読み替えて適用する法第四十二条第一項第五号に規定する価格をいう。以下この条において同じ。）については登録金融機関が定めることができることを内容とする契約を締結する行為

イ 当該登録金融機関が、外国の法人その他の団体の総株主の議決権（法第五十四条第一項第四号に規定する総株主の議決権をいう。以下この条（ロを除く。）において同じ。）の百分の五十以上の議決権に係る株式若しくは出資を自己又は他人の名義をもつて所有している場合における当該法人その他の団体（以下この条において「外国子会社」という。）

ロ 当該登録金融機関が、外国の法人その他の団体に総株主の議決権（法第三十二条第五項に規定する議決権をいう。以下このロにおいて同じ。）の百分の五十以上の議決権に係る株式を自己又は他人の名義をもつて所有されている場合における当該法人その他の団体（以下この条において「外国親会社」という。）

ハ 当該の登録金融機関外国親会社が、外国の他の法人その他の団体の総株主の議決権の百分の五十以上の議決権に係る株式若

一 次のイからニまでに掲げる者のうち外国において証券業を営む者から売買の別（法第六十五条の二第五項において準用し、令第十七条の四の規定により読み替えて適用する法第四十二条第一項第五号に規定する売買の別をいう。以下この条において同じ。）及び銘柄について同意を得た上で、数及び価格（法第六十五条の二第五項において準用し、令第十七条の四の規定により読み替えて適用する法第四十二条第一項第五号に規定する価格をいう。以下この条において同じ。）については登録金融機関が定めることができることを内容とする契約を締結する行為

イ 当該登録金融機関が、外国の法人その他の団体の発行済株式の総数若しくは出資の総額の百分の五十以上の株式若しくは出資を自己又は他人の名義をもつて所有している場合における当該法人その他の団体（以下この条において「外国子会社」という。）

ロ 当該登録金融機関が、外国の法人その他の団体に発行済株式の総数若しくは出資の総額の百分の五十以上の株式若しくは出資を自己又は他人の名義をもつて所有されている場合における当該法人その他の団体（以下この条において「外国親会社」という。）

ハ 当該登録金融機関の外国親会社が、外国の他の法人その他の団体の発行済株式の総数若しくは出資の総額の百分の五十以上

しくは出資を自己又は他人の名義をもつて所有している場合における当該の法人その他の団体

二 八に規定する法人その他の団体が、外国の他の法人その他の団体の総株主の議決権の百分の五十以上の議決権に係る株式若しくは出資を自己又は他人の名義をもつて所有している場合における当該の法人その他の団体

二丁五 (略)

2 前項第一号において、当該登録金融機関及びその外国子会社又は当該登録金融機関の外国子会社が、外国の他の法人その他の団体の総株主の議決権の百分の五十以上の議決権に係る株式若しくは出資を自己又は他人の名義をもつて所有している場合における当該の法人その他の団体も、また、当該登録金融機関の外国子会社とみなし、当該登録金融機関の外国親会社が、外国の他の法人その他の団体に総株主の議決権の百分の五十以上の議決権に係る株式若しくは出資を自己又は他人の名義をもつて所有されている場合における当該の法人その他の団体も、また、当該登録金融機関の外国親会社とみなす。

3～5 (略)

の株式若しくは出資を自己又は他人の名義をもつて所有している場合における当該の法人その他の団体

二 八に規定する法人その他の団体が、外国の他の法人その他の団体の発行済株式の総数若しくは出資の総額の百分の五十以上の株式若しくは出資を自己又は他人の名義をもつて所有している場合における当該の法人その他の団体

二丁五 (略)

2 前項第一号において、当該登録金融機関及びその外国子会社又は当該登録金融機関の外国子会社が、外国の他の法人その他の団体の発行済株式の総数若しくは出資の総額の百分の五十以上の株式若しくは出資を自己又は他人の名義をもつて所有している場合における当該の法人その他の団体も、また、当該登録金融機関の外国子会社とみなし、当該登録金融機関の外国親会社が、外国の他の法人その他の団体に発行済株式の総数若しくは出資の総額の百分の五十以上の株式若しくは出資を自己又は他人の名義をもつて所有されている場合における当該の法人その他の団体も、また、当該登録金融機関の外国親会社とみなす。

3～5 (略)